

## 子どもを性被害から守るための条例案 に関する会長談話

- 1 現在、長野県議会6月定例会において、子どもを性被害から守るための条例案（以下、「条例案」という。）が審議されている。

条例案は、平成27年9月の「子どもを性被害から守るための条例のモデル報告書」（以下、「条例モデル報告書」という。）の内容に沿ったものである。県は、同報告書を受けて、本年2月1日に条例制定の基本方針を明らかにし、同月12日に骨子案を、本月10日に条例案の骨子と概要をそれぞれ公表し、16日開会の6月定例会に条例案を提出した。

- 2 当会は、本年2月6日に「子どもを性被害から守るための条例のモデル報告書に関する会長声明」を発し、県に対し、規制項目については慎重な検討を求めつつ、子どもを性被害から守るための教育、被害者支援その他の施策については条例を制定して積極的に推進することを求めたところである。

同声明で指摘したところは、条例案にもそのまま当てはまる。特に規制項目の問題性については、その後十分な議論が尽くされたかは疑問であり、県議会に対しては、慎重な検討を強く要望する。

- 3 条例案の骨子「7 子どもの性被害に関する行為の規制」（規制項目）についての問題は、子どもの真摯な恋愛を除外できているのか、という点にある。これができていなければ、子どもの恋愛は過度に制約され、また萎縮してしまう。

「何人も、子どもに対し、威迫し、欺き若しくは困惑させ、又はその困惑に乗じて、性行為又はわいせつな行為を行ってはならない。」（2年以下の懲役又は100万円以下の罰金）の規定について、県は、あくまでも「威迫」「欺罔」「困惑」という要件の有無が判断されるのであって、真摯な恋愛の有無を問うものではないと説明する。

しかし、真摯な恋愛においても、見方によっては「威迫」「欺罔」「困惑」と捉えられるような行為が伴う。すなわち、そのような行為が真摯な恋愛か否か（可罰的か否か）という評価がどうしても求められるところであって、その線引きの難しさゆえ、本来罰すべきでない行為に捜査が及んだり、当事者の一方的な被害申告で処罰されるおそれが典型的に高いのである。

- 4 深夜外出の規制についても、例えば、「何人も、保護者の委託を受け、又は

同意を得た場合その他の正当な理由がある場合を除き、深夜に子どもを連れ出し、同伴し、又は子どもの意に反しとどめてはならない」（30万円以下の罰金）の規定は、子ども本人の真摯な同意があったとしても、保護者が同意していなければ、罪に問われることになる。すなわち、17歳と18歳が真摯な交際をしているが、親が交際に反対している場合、この2人が深夜に外出するだけで、18歳が処罰される。これも、子どもの真摯な恋愛を除外できておらず、子どもの自由が過度に制約されているとみるべき問題である。

5 規制項目のうち、特に上記の罰則を伴う規制については、これらの懸念を正面から取り上げ、それをどのようにクリアするのか、できるのかといった議論が不可欠である。その際には、当事者である子どもの意見も十分に聴取して行われるべきである。

6 条例案は、長野県として、子どもを性被害から守るための総合的で恒常的な取り組みを宣言するものであり、上記規制項目を除いては、積極的に評価するものである。

そのような取り組みを一刻も早く開始すべく、上記規制項目については適宜の修正削除のうえ、条例としては早期に成立させて、前進すべきである。

平成28年6月28日

長野県弁護士会  
会長 柳澤修嗣